

函南町水道等使用料システム更新業務委託 契約候補者選定に係るプロポーザル 実施要領

1 目的・趣旨

本業務は、現在使用している水道等使用料システムが令和9年2月に使用契約期間が満了となり、満了後も引き続き上下水道料金業務を円滑に行うため、現在の機能及びデータの保持並びに電子納付（eL-QR）に対応できるシステムへの更新を行うものであり、最も適したシステムを提供する受注者を選定するために実施する公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

函南町水道等使用料システム更新業務委託

(2) 業務内容

別紙「函南町水道等使用料システム更新業務委託 公募仕様書」のとおり

(3) プロポーザル提案上限額

初期構築費 37,070,000 円

※データ取込費は含む。保守運用費は含まない。

(4) 委託期間

仕様書のとおり

(5) 履行場所

函南町役場、本業務受託者の事業所又はデータセンター等。日本の国内法が適用される日本国内のみとする。

3 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- (1) 函南町工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（令和7年3月28日告示第48号）の規定による停止措置を現に受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (4) 事業者及びその代表者または役員等が函南町暴力団排除条例（平成23年函南町条例第21号）第2条各号のいずれにも該当しないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税並びに函南町税の滞納がないこと。
- (6) 過去5年間で、地方自治体又は水道事業者の水道等使用料システムにおいて運

用実績を有していること。

- (7) 令和7・8年度函南町競争入札参加資格者登録名簿に登載されている者であること。
- (8) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

4 契約候補者選定スケジュール

項目	期日
公募の開始	令和7年12月18日（木）ホームページに掲載
質問書受付期限	令和7年12月25日（木）午後5時まで（必着）
質問書の回答	令和8年1月9日（金）までに随時回答
参加意向申出書提出期限	令和8年1月16日（金）午後5時まで（必着）
参加資格確認結果通知書送付	令和8年1月26日（月）まで
企画提案書提出期限	令和8年2月6日（金）午後5時まで（必着）
プレゼンテーション	令和8年2月20日（金）予定
選考結果通知	令和8年2月25日（水）
契約締結	令和8年3月下旬予定

※上記のスケジュールは変更となる可能性がある。

（変更後のスケジュールは随時函南町ホームページにて公開する。）

5 質問の受付及び回答

本実施要領及び仕様書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

- (1) 質問受付期限 令和7年12月25日（木）午後5時まで（必着）

- (2) 提出場所 事務局（本要領16のとおり）

- (3) 提出方法

質問書（様式1）を電子メールにて送信する。なお、送信した場合は、送信未達を防ぐため、必ず事務局へ確認の電話を入れること。

- (4) 回答方法

質問書に関する回答は令和8年1月9日（金）までに、函南町ホームページにて随時回答（掲載）する。

- (5) 注意事項

受付期間を過ぎた質問、電話やファックス、訪問による質問は受け付けない。

6 参加意向申出

企画提案に参加を希望する者は、函南町プロポーザル方式参加意向申出書に必要書類を添付して、次のとおり申請すること。

- (1) 提出期限 令和8年1月16日（金）午後5時まで（必着）

- (2) 提出書類

- ア 函南町プロポーザル方式参加意向申出書（様式2）
 - イ 会社概要（様式3）
 - ※会社概要パンフレットを作成している場合は、添付すること。
 - ウ 業務実績書（様式4）
 - エ セキュリティの認証を受けていることが分かる書類
 - ※ホームページなどに掲載されていればそのページのコピーなどでも可
- (3) 提出場所 事務局（本要領16のとおり）
 (4) 提出方法 持参又は郵送で提出のこと。

7 参加資格確認通知

函南町プロポーザル方式参加意向申出書の内容について、参加資格を満たしているか確認し、令和8年1月26日（月）までに、参加意向申出者に対して、参加資格確認結果通知書を発送する。併せて函南町プロポーザル方式関係書類提出要請書により函南町プロポーザル方式提案書等提出意思確認書（様式5）及び企画提案書等の提出を求める。なお、提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格を認めない理由を記載して通知する。

8 企画提案書等の提出

企画提案書等を提出する者は、次に掲げる事項に従うこと。

- (1) 提出期限 令和8年2月6日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出場所 事務局（本要領16のとおり）
- (3) 提出方法 持参又は書留郵便で提出のこと。
- (4) 提出書類

	提出書類	規格	部数	備考
1	函南町プロポーザル方式提案書等提出意思確認書	様式5	1部	
2	企画提案書	様式任意 A4判 縦横自由	13部 ※電子データをCDで1部提出すること	企画提案書作成要領（別紙1）参照
3	機能要件一覧	別紙4	13部 ※電子データをCDで1部提出すること	必須項目で×がある場合は、失格とする。
4	データセンター 要件一覧（クラウド選択時）	別紙5	13部 ※電子データをCDで1部提出すること	1つでも要件を満たさない場合は、失格とする。

5	機器要件一覧（オププレミス選択時）	別紙6	13部 ※電子データをCDで1部提出すること	1つでも要件を満たさない場合は、失格とする。
6	見積書	様式6	1部	提案上限額を超えた場合は失格とする。
7	非公開したい情報届出書	様式7	1部	該当がない場合は提出不要。

9 プrezentation

企画提案書等の提出者に対して、プレゼンテーションの実施を要請する。

プレゼンテーションでは、企画提案書の説明やシステムのデモンストレーションを行うこと。

- (1) 日時 令和8年2月20日（金）予定
- (2) 場所 函南町役場 会議室
- (3) 時間 準備10分、説明・デモンストレーション60分、質疑応答15分、片付け5分を予定

※詳細な日時や実施時間は、各社に別途通知します。

- (4) 説明者 3名以内
- (5) その他

プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は、各自で用意すること。なお、プロジェクター及びスクリーンは函南町で用意する。

10 審査・選定の方法

- (1) 審査主体

函南町水道等使用料システム更新業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル受注者等選定委員会

- (2) 選定の方法

選定は、あらかじめ設定した審査要領（別紙2）、審査基準（別紙3）に基づき実施する。

11 選定結果の通知

- (1) 結果の通知

令和8年2月25日（水）（予定）までに全ての参加者に対し、文書により結果を通知する。

- (2) 結果の公表

優先交渉権候補者選定後、函南町ホームページ上にて結果を公表する。

12 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等を提出期限までに提出しなかったとき。
- (2) プレゼンテーションの指定する時間に来場しなかったとき。
- (3) 「3 参加資格」の各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (5) 選定結果に影響を与えるような、不誠実な行為があったと町長が認めるとき。

13 契約

函南町は、優先交渉権候補者と協議し、優先交渉権候補者が提案した内容等を反映した仕様書を調整の上、契約を締結、契約書を作成する。

ただし、選定された事業者が以下の規定に該当することとなった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は、次点提案者と協議するものとする。

- (1) 「3 参加資格」の各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 選定結果に影響を与えるような、不誠実な行為があったと選定委員が認めたとき。

14 辞退

参加意向申出書提出後に辞退する場合は、参加辞退申出書（様式8）を提出すること。参加辞退できるのは、企画提案書等提出前までとし、原則それ以後の辞退は認めない。

15 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨、時間及び単位は、日本語、日本通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とし、専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。
- (2) 企画提案に要する費用や本件参加に係る費用は、全て参加者が負担するものとし、提出された企画提案書等は返還しない。
- (3) 提出された各書類の差し替え、再提出を認めないものとする。
- (4) 函南町に提出された書類等は、公平性、透明性及び客觀性を期すため、公表することがある。公開に支障がある場合は、非公開としたい情報届出書（様式7）を提出すること。
- (5) 前号のほか、本企画提案の審査やその報告のために必要がある場合は、函南町がその写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 参加者が1者のみの場合であっても審査は実施するが、評価点の合計が、配点の6割以上の得点となった場合に限り、優先交渉権候補者として選定する。
- (7) この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

16 事務局（各書類の提出先・問合先）

函南町役場 建設経済部上下水道課

〒419-0192 静岡県田方郡函南町平井 717 番地の 13

電話番号 055-979-8118(直通) F A X 055-979-4593

メールアドレス jyougesui@town.kannami.shizuoka.jp